

お知らせ

医療費通知の送付について

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者には、健康に対する認識を深めていただくとともに、医療機関等で受診した際の請求内容に誤りがないか確認していただくために、医療費通知を送付しています。(国民健康保険は2カ月、1回の年6回発送、後期高齢者医療保険は1月と6月の年2回発送)

医療費通知は、確定申告等の医療費控除の手続きで「医療費控除の明細書」として使用することができですが、医療費の助成等があった場合は、ご自身で額を訂正して申告する必要があります。

また、診療を受けた月から3〜4カ月後(審査機関での審査を行った後)でないと送付できませんので、11月と12月診療分については申告時期に合わない場合があります。その場合、11月と12月分は医療費にかかる領収書に基づき「医療費控除の明細書」に記載することにより、医療費控除の適用を受け

ることができません。(医療費控除の明細書)の記載にかかる領収書は5年間保存する必要があります)

■問い合わせ

【医療費通知に関すること】

健康増進課 医療保険班

☎0820(73) 5502

【所得の申告に関すること】

税務課 課税第1班

☎0820(74) 1008

中学生医療費助成制度

周防大島町では、子育て支援の一環として医療費の助成制度の対象者を中学校3年生まで拡充しています。中学校に入学される方は、ちびっ子医療費助成制度から中学生医療費助成制度に変更するた

め、申請が必要になります。 ※8月1日以降の受給者証については、再度更新手続きが必要になります。

■申請が必要な方

今年中学校に入学される方

■受給者証有効期間

4月1日〜7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに、ちびっ子医療費助成制度を受給されている方には申請書類を送付していませんので、手続きがお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77) 5505

犬を飼われる方へ

■犬を飼い始めたら

生後91日以上の犬を飼い始めた方は、町へ登録をしてください。(登録には手数料3000円が必要です) ※迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

■登録内容に変更があるとき

①犬が死んだ場合

町へ死亡届を提出してください。

②町内に犬が転入した場合

前の自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射済票」、「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、町で手続きをしてください。

③町外へ犬が転出した場合

転出先自治体の犬を担当する課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。

④飼い主が変わった場合や住所変更した場合など

町で変更の手続きをしてください。

■狂犬病予防注射について

生後91日以上の犬は、毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。4月の集合注射時または、お近くの動物病院で接種し、町へ届け出てください。(狂犬病予防注射済票の交付に手数料550円が必要です) ※集合注射のご案内は広報3月号に掲載する予定です。

■問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎0820(79) 1012

山口県自殺対策

フォーラム2022

■日時

3月6日(日)

午後1時30分〜3時30分

※入場無料

■場所

山口県総合保健会館

(山口市吉敷下東3丁目1-1)

■内容

・講演「自死予防のためにできること」

・講師 榎本俊哉氏(宇部フロンティア大学准教授)

■定員

200人

(先着順、要事前申込)

■申込期限 2月25日(金)

※申し込み方法等、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

山口県精神保健福祉センター

☎083(902) 2672

野生のサルを見かけたら

町内において、野生のサルが目撃情報を収集しています。見かけた場合は、次のことに注意の上、農林課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

(1)近づかない。(2)目を合わせない。(3)大きな声を出したり、驚かせたりしない。(刺激を与えらるような行動をしない)(4)絶対にエサを与えない。食べ物を見せない。(※捕獲用のわな(箱かな等)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください)

■問い合わせ

農林課有害鳥獣対策班

☎0820(79) 1002